

地球温暖化・災害に強い県づくり対策
特別委員会

会議記録（第9号）

令和7年6月30日

福島県議会

1 日時

令和7年6月30日（月曜）

午前 10時00分 開会

午前 11時05分 閉会

2 場所

第一特別委員会室

3 会議に付した事件

- (1) 地球温暖化対策（主にカーボンニュートラルの実現）について
- (2) 災害に強い県づくりについて
- (3) 上記(1)及び(2)に関連する事項

4 出席委員

委員長	佐藤政隆	副委員長	山田真太郎
副委員長	鈴木優樹	委員	渡辺義信
委員	今井久敏	委員	古市三久
委員	佐藤義憲	委員	大橋沙織
委員	山口洋太	委員	猪俣明伸
委員	石井信夫	委員	金澤拓哉

5 事務局職員

政務調査課 主査 大竹康太朗

政務調査課 主査 遠藤智大

6 説明のため出席した者

危機管理部

危機管理部長	細川了
危機管理部政策監	佐藤隆広
次長（原子力安全担当）	濱津ひろみ

危機管理課長	佐藤 敬
消防保安課長	椎名 勉
災害対策課長	佐久間 止揚
原子力防災課長	柏倉 晋
原子力安全対策課長	三浦 俊二

保健福祉部

保健福祉部長	菅野 俊彦
保健福祉部政策監	佐藤 みゆき
次長（生活福祉担当）	武藤 清
次長（健康衛生担当）	玉川 啓
保健福祉総務課長	長尾 憲宏
社会福祉課長	本多 博
高齢福祉課長	舟山 真吾
障がい福祉課長	大島 康範
地域医療課長	風間 雄一郎
薬務課長	風間 秀元

農林水産部

農地管理課長	半谷 祥二
--------	-------

土木部

土木部長	矢澤 敏幸
技監	山田 肅
土木部政策監	渡邊重勝
次長（企画技術担当）	芳賀 英幸
次長（道路担当）	鈴木 由起彥
次長（河川港湾担当）	唐橋 薫
次長（建築担当）	星 剛
土木部参事（社会基盤強靭化・復興担当）	野地 重和

土木企画課長	中 村 一 彦
道路計画課長	馬 場 靖
高速道路室長	岩 本 剛
道路管理課長	白 岩 十三雄
河川整備課長	小 川 航 司
砂防課長	秋 山 嘉 文
建築指導課長	大和田 茂 憲

7 議事の経過概要

(午前 10時00分 開会)

佐藤政隆委員長

出席委員が定足数に達しているので、ただいまから地球温暖化・災害に強い県づくり対策特別委員会を開会する。

はじめに、6月11日の委員会において提出を求めた資料については手元に配付しているので確認願う。

次に、会議録署名委員の選任について諮る。

会議録署名委員は、委員長指名で異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤政隆委員長

異議ないと認め、石井信夫委員、大橋沙織委員を指名する。

次に、本日の会議運営について諮る。

本日は、まず初めに、付議事件2「災害に強い県づくりについて」の調査事項（1）「防災・減災について」に関する「主要事業等の成果」及び「これまでの実績を踏まえた令和7年度の主な取組」について執行部の説明を求め、これらに対する質疑を行いたいと思う。

次に、執行部退席の後、委員間協議を行い、次に、次回委員会の開催について、最後に、継続調査の申し出について諮るという順序で進めたいと思うが、どうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤政隆委員長

異議ないと認め、そのように進める。

なお、本日の会議には、あらかじめ危機管理部長、保健福祉部長、土木部長及び関係部局の職員の出席を求めてるので、了承願う。

それでは、本日の議事に入る。

はじめに、付議事件2「災害に強い県づくりについて」の調査事項（1）「防災・減災について」に関する「主要事業等の成果」及び「これまでの実績を踏まえた令和7年度の主な取組」について、執行部より説明を求める。

直ちに、危機管理部長の説明を求める。

危機管理部長

（別紙「各部局長説明要旨」により説明）

佐藤政隆委員長

続いて、保健福祉部長の説明を求める。

保健福祉部長

（別紙「各部局長説明要旨」により説明）

佐藤政隆委員長

続いて、土木部長の説明を求める。

土木部長

（別紙「各部局長説明要旨」により説明）

佐藤政隆委員長

以上で説明が終わったので、質疑に入る。

なお、質疑については、本日説明のあった事項及び説明資料に記載のある事項の範囲内で願う。

質問はあるか。

大橋沙織委員

説明資料の16ページであるが、土木部の河川整備事業について、1番下に指標があると思うが、この指標の見方について聞く。過去の水害を踏まえた治水対策により浸水被害が解消する家屋数ということであるが、令和5年度の実績が1,537戸、令和6年度の実績が400戸であり、この数字だけを見ると、令和6年度の目標が令和5年度の実績を下回る目標値というよりも見えるがこの辺の

目標の立て方と、この数字の見方について聞く。

河川整備課長

16ページにある令和5年度の実績値と令和6年度の目標値については、河川改修をして、改修が終わったことにより解消される戸数ということになるが、令和6年度については、目標400戸に対して実績値として2,720戸の改修が進んだということの表記になる。

大橋沙織委員

そういうことであるならば令和6年度の目標と実績だけを見ると、言い方を変えれば大幅超過達成ということにも読めると思うが、令和5年度に既に1,500戸以上が解消されていて、それで6年度の目標は400戸というのは、ここの関係性はどのように見たらいいのかもう一度聞く。

河川整備課長

こちらについては、集中的に事業を投資しているということもあり、事業が予定よりも進んだというところである。

大橋沙織委員

予算の関係などいろいろあると思うが、こういう実績であるならば目標はもつと引上げてもよかったですというように思うが、その点についてもう一度聞く。

河川整備課長

説明の中で足りなかつたところがあつた。令和5年度実績については、令和5年度までの実績ということで、令和6年度は単年度の目標ということになるので、それに対して、令和6年度実績はトータルという形になっている。

大橋沙織委員

この実績は今までの合計ということであると理解した。そうするとこの単年度だけで見た場合の令和6年度の400戸に対するこの実績値というのは見込みになるかと思うが、そういった数字が今あれば教えてもらいたい。

河川整備課長

令和6年度単年度に関する実績値としては、令和6年度の実績で右端の数字から令和5年度を引いた数字が単年度の実績という形になる。

佐藤政隆委員長

もう一度整理して説明願う。

河川整備課長

この数字に関してはもう一度精査の上報告したいと思う。

大橋沙織委員

後ほど報告願う。

もう1点は別の部分であるが、災害時の障がい者などの要支援者、要配慮者への対応について聞く。

資料の22ページか23ページになるかと思うが、これまで災害時にいろいろな方に支援の手が十分には行き届かないということが過去の災害の中ではあったと思う。そういったときにやはり事前の情報共有とか、どういった支援が求められているかとか、そういった共有が非常に大事であると思う。もう7、8年くらい前の話にはなるが、伊達市の社会福祉施設で聴覚障がいがある方とその社会福祉施設の方と市の職員の方とで複数集まって、災害時の対応について実際に訓練を行ったことがあった。実施主体は市町村ということになるのかもしれないが、そういった取組が事前に各地で複数回行われることが非常に大事だと思っている。県としての障がい者などへの事前の情報共有や災害時を想定した訓練のようなものについての問題意識や考え方などがあれば聞く。

障がい福祉課長

施設のことを資料に出しているので、その中で説明をしたいと思う。資料の23ページを御覧願う。こちらは社会福祉施設、先ほど委員から話のあった社会福祉施設での例示ということになるが、高齢者施設、障がい者施設でそれぞれ何か危機が起きたときに、相互支援の対応がとれるようにということを目標にして取組を進めている。そのうち障がい者の施設に関しては、まずはそれぞれの施設できちっと業務継続計画や災害時が起きたときの対応がとれているかどうかというところを出発点にして、その状況を確認しながら、相互支援のしくみを検討しているところである。基本的に市町村であったり各施設での対応ということになってくるのかもしれないが、まず最低限のラインとして、業務継続計画や災害時の対応というのが整っているかどうかの確認など、施設の中で情報共有をしてもらっていて、これからさらにその後の取組につなげていけるように進めたいと考えている。

大橋沙織委員

平時の事前の備えが非常に大事だと思う。聴覚障がい者の方に限って言えば、普段は手話ができない相手とも話をして、音声で話せばそれが文字になるような機器もあるが、それが災害時に停電している場合などを想定すると、そういった機器がどこまで災害時に活用できるかということもあると思う。そういった事前の準備が非常に大事だと思うし、市町村や施設が一義的には対応するということと思うが、県としても広域自治体として、やはり情報共有などいろいろなところに先進事例を紹介するなど、そういったことに取組を強化してもらいたいと思う。要望である。

金澤拓哉委員

消防団の件を聞く。昨日、福島県消防協会東白川支部幹部大会というのに参加し、そのあと水勢競技という大会も観覧してきたが、熱い消防魂、自分たちの地域は自分で守る、そういう意識に触れ質問をする。先日の県内調査でも福島市の消防団を見学し、いろいろお話を聞いたが、やはり定数を削減しつつある中でも充足率が低いということで、人員の確保に非常に苦慮している。様々な機能別の組織など工夫をしているものの、なかなか根本的なところに至っていないという印象を受けている。部長の説明に若者が持つ消防団に対する認識調査とあったが、具体的にどのような調査をして、どのような結果であったのか、さらにそれを広報に活かしているということだと思うが、どんな工夫をしているのかを聞く。

消防保安課長

昨年度、消防保安課の事業として消防団の方約750人、若者の方400人、計1,150人ほどにアンケートをとらせてもらった。当方では町の広報や県のSNSなどで消防団の広報をやっているつもりではあったが、消防団を知っているという方は多いが、消防団の活動自体を知っている方というのが非常に少なかったというような結果が出た。30代、20代の若者が消防団の今後の柱になる方なので、その年代の方々に消防団活動に参加してもらうために、そういった年代の方に積極的に興味を持つもらうことが必要と考えており、今年度は若者や女性の方を中心に、市町村の広報をどのような形で実施すればよいのかということを、県でも動画の作成やSNSなどを活用して、広報活動を行いながら進めていきたいと考えている。

金澤拓哉委員

まさにそこで出てきた課題に対して、市町村との共有というところだが、具体的に大きい項目でいうと、このあたりが端的に課題だというのはどのように認識しているか聞く。

消防保安課長

今の課題であるが、まずは消防団の活動の中身を知ってもらうことで、消防団の活動としては消火活動あるいはその周辺での活動のほか、町内会等での様々な活動があるため、そういった奥深い部分までしっかり知ってもらうということが大事かと思う。そういうことをしっかりとPRしていきたいと考えている。

金澤拓哉委員

よく知ってもらうということが非常に重要なと思うが、具体的な課題の解決というところまで踏み込んでいくと、今日の説明から外れるときは止めてもらいたいのだが、やはり負担感というところがどうしても大きな課題になっているのではないかと思う。実際に聞いている具体的なところだと、例えば運転免許であり、マニュアルのポンプ車があるところにオートマ限定の免許の団員が来ているということ、中型の免許の制度になったことによってポンプ車が運転できない団員が出てきていることなどである。ここに対しては、例えば免許の取得を補助するなど、市町村で取り組んでいる部分はあるのだが、財政の状況によってできるところとできないところがあつたりするのかなと思う。また、消防団アプリについて、非常に有効な手段ではあると思うが、これも使っているところと使っていないところの濃淡がある。例えばソフトウェアなので、もう開発が進んでいれば母数をどんどん広げるから単価をぐっと下げるというような大きな交渉も県としてならできたりするのかと、そんな解決のアイデアを持ちながら話を聞いているのだが、その辺りの課題認識とその解決の方向性について、認識を聞く。

消防保安課長

今ほどの質問に出た運転免許について、いわゆる消防のポンプ車であるが、大きいものから小さいものまであり、いろいろな免許が必要であるため、若い方だと小型のものしか運転できないような免許制度になっている。そのため、免許の拡充、いわゆる限定の解除などといったものについて、委員の言うとおり、市町村で実施しているところもあるが、実施していないところもある。現在、特に県の支援策はないが、まずはその制度の実施状況などの周知、PRといったものを

進めたいと思う。

次に、消防団のアプリであるが、これも例えば消火栓の場所などについて地元に住んでいる方は分かるが、新しく入った方は分からぬということで、そういったアプリがあると非常に活動を速やかにできるという声を既に導入した市町村の方から聞いているので、これも先ほどの運転免許同様に情報の周知などを進めながら、支援をしていきたいと考えている。

金澤拓哉委員

踏み込んだ支援をするよう要望する。

古市三久委員

消防の問題に関連して質問するが、消防の役割というのはこれまで非常に災害時に大きな役割を果たしてきたわけであるが、しかしながら、今、消防団の組織は減少の一途である。なぜかというと中山間地に若い人がいないからである。消防は都会よりも中山間地を中心にこれまで力を発揮してきた。若い人がいないのだから、消防は10年もしたらもう機能しなくなってくると思う。だから、そこをどのようにしていくのかを今考えないと駄目だと思う。消防の役割とまた別なところで役割を果たしていくために、災害に対してどのようにしていくかということを今から計画を立てないと駄目だと思う。そこをちゃんと割り切って冷静に判断して、そうした役割分担についてやっていかなければならぬと思う。この前須賀川の消防署に行ってアプリのこともいろいろ勉強してきたが、消防団は常備消防が中心的に火災の対応をしている。そのときに消防団はどういう役割を果たすのかということで、アプリで来なくてもよいところとか来なければならないところとか、いろいろな情報をそこで分けて発信しているということを言っていたが、まさにそのとおりだと思う。だから、この災害時のこうした問題について、どのように対応していくのかということについて、今から消防の役割についてきちんと考えておいたほうがよいと思う。このことは質問ではないので、きちんとやってもらいたいと思う。

質問は国土強靭化についてだが、国道399号で法面の崩落事故があつたが、コンクリートの法面について50年以上経っているところはどのぐらいあるのか。

道路管理課長

総数については把握していないが、モルタル吹きつけの法面については、令和4年に地震の影響等があり、大きく崩れて交通に影響を与えたことがあったため、そのときに震度5強の市町村について点検した際には、約1,600箇所の法面点検をしているところである。

古市三久委員

今回の国道399号の場合は地震でも何でもなかつたが崩れてしまった。これからそういうところが、非常に多くなってくると思う。したがって、よく点検をして、手入れをしなければならないところは手入れをするという計画をきちっと作ってやっていく必要があると思うが、どうか。

道路管理課長

日常の道路パトロールにおいて、定期的に法面の点検をすることに加え、先ほど述べた令和4年の地震の際の点検箇所については、現在継続的に詳細な調査を実施しているところであり、計画的な修繕というものを検討していきたいと思う。

古市三久委員

点検というのは目視点検か。それとも何か科学的に点検するなどマニュアルがあるのか。

道路管理課長

点検は、まず目視、それからハンマーで法面をたたく打音検査、それから詳細な調査については、熱赤外線等を用いて、空洞などを調査するというような調査手法がある。

古市三久委員

目視点検と打音検査、熱赤外線等を用いる調査はどういう割合でやるのか。何年以上経っているところはこういう点検をして安全性を確保し、何年以内だったらこういう点検まででよいとかそのようなマニュアルはあるのか。

道路管理課長

マニュアルというものではないが、法面の点検については、先ほどの地震等があったときに、全箇所で定期的な計画を策定して調査を実施している。現在行っている調査については、まず目視、打音等で大きな異常があるかというところを確認した上で、詳細な調査を行うというような選別をして、その箇所については、計画を持って、熱赤外線等の詳細な調査を実施しているところである。

古市三久委員

検査の結果、その1、600箇所はほぼ健全性は確保されているという理解でよいのか。何箇所か問題があるということがあるのか。

道路管理課長

この1、600箇所を点検した際に限って言うと、1、600箇所のうち104箇所について、詳細な調査が必要だということが判明し、こちらを計画的に詳細な調査を実施しているところである。

古市三久委員

今回崩落したところはどの部類に入っていたのか。詳細な検査をした結果そういうことになったのか、それともそういうことをやっていなかったところなのか。

道路管理課長

今回、法面の土砂崩落があった国道399号については、令和3年の点検の際には、異常がないという箇所であった。

古市三久委員

そういう現状だということが分かった。したがって、何ともないところも崩落する可能性があることから、しっかりと調査して、事前に崩落が起こらないよう保全体制を強化していくなど、そういうことをやってもらいたいと思うので、よろしく願う。

佐藤政隆委員長

それは要望か。

古市三久委員

要望である。

今井久敏委員

地区防災計画について部長説明でも話があったが、昨日も実は5時間ほどのセミナーを受けてきたため、そこで思ったことも含めてだが、地区防災計画を一生懸命作ろうとして、県からもすごいフォローが入っている。大変重要なことだと思っている。実際に現在、県内で登録されている防災士の数やサポーターの数はどうなのか。地区の防災計画は今どのあたりまで実績としてあるのかを聞く。

災害対策課長

防災士の全体の数については、防災士協会で管理されているので詳細について

は不明である。昨年度、当課の地域防災サポーター事業で防災士の認定を受けている方に対して、例えば先ほど質問にあった地区防災計画の策定などの県の事業に関わってもらう方々を養成しているところである。その一環として当課で防災士を増やそうという活動をしており、昨年度、当課の事業を使い81名の防災士を養成したところである。先に申し上げた地区防災サポーターについては、令和7年5月末の時点では164名の方が登録をしており、地域で活動を始めてもらっているところである。

地区防災計画の策定については、全ての地区において地区防災計画が策定されているのは県内4町村である。そのほかの市町村については、一部地域において地区防災計画が策定されているところである。まだ策定されていないところについては、先ほど今井委員の話にもあったように、市町村と当課の職員がその地区に出向き、それぞれのコミュニティーにおいて、防災計画が策定されるように推進しているところである。

今井久敏委員

しっかり進めてもらいたいと思う。私も県の制度に便乗して防災士を取った1人である。私はもう町会長歴25、6年の長きにわたるのだが、町場の町会であることから、140所帯あって、そのうち100所帯はマンションであり、40所帯だけが町会会員である。町ではこういうケースは結構多く、コミュニティーがなかなかとれない。誰が住んでいるかもわからない、そういうところがマンションであり、連携もとれず、非常につらいところがある。何が言いたいかといふと、個別の様々な課題を抱えている地域なので、地区的防災計画はどうあるべきかなどを日常的に相談させてもらえるような場所があったり、連携作業ができたりすると、非常によいと昨日はセミナーを受けながら感じた。何かそういう助言があれば聞く。

災害対策課長

今ほど今井委員から話があった地域、町会というのもなかなか維持することが難しいというような現状であることを承知している。最小単位で言うと御近所様、自分の所から数件単位のコミュニティーをまずは中心に、だんだん町会であったり、町であったりというような広がりを持たせて地域の防災力を向上させたいと思っている。どんな規模でも要望があれば、その地区に赴き、市町村の協力も得

ながら、どういった防災を強化していくべきなのか、まち歩きを行い、危険箇所などを改めて確認しながら、どういった対応をしていくべきかを県民の方と同じ目線で考えていく活動をしているところである。

今井久敏委員

そういう姿勢は非常に大事だと思う。東京などには私が言ったような課題を持ったところがたくさんあり、それを乗り越えたところもたくさんあると思うので、そういう事例もしっかりと示してもらいながら、計画がどうあるべきかなどを相談させてもらい、地区防災計画を1つでも2つでも多くできるように取り組んでもらえるよう要望する。

山口洋太委員

8ページの避難行動要支援者個別避難計画作成支援事業であるが、この個別避難計画については市町村が住民基本台帳に基づいて要支援者名簿を作り、本人の同意を得られれば個別避難計画を作るのが努力義務となっており、それに加えて本県では原発事故で住民票を双葉郡に置いて避難している要支援者の方々に対しても受入れ自治体で作るようになっていると思う。自治体によっては避難者の要支援名簿の作成や個別避難計画が後回しになっていて、市町村の間で避難者に対しての要支援者名簿や計画の差が出ているというのを聞いている。災害において被害を受けやすいのが要支援者の方々なので、個別避難計画や名簿の作成というのは、誰も取り残さない防災において大事な事業であり、そこに実際の避難者と住民票を置いている人との作成の違いが生じてくるのはよろしくないことである。市町村の負担が重いと思うので、県として市町村間での違いが生じないように、今後、避難者の要支援の名簿作成や個別避難計画の策定にどのように支援していくのか聞く。

災害対策課長

個別避難計画は非常に重要な計画と認識しており、昨年度、そして今年度も個別避難計画の策定に向けた事業の推進をしているところである。一方でなかなか要支援者名簿の更新、またはその避難者の方について避難元と避難先における情報のやり取りについて同じものが共有されていないという話も聞いている。私の業務上の経験から言うと、そういった実態を把握した際には、本県担当部署、例えば保健福祉事務所と避難元、避難先の関係者と話し合いをして、その要支援の方

がどういった支援が必要なのかまずは共有させてもらいながら、結果、支援者名簿に載っているかどうかは大事なことではなく、その方をどのように支援していくかということが大事であるので、ケース会議などに挙げさせてもらい、その方のケアをどうするかというような対応をしてきたところである。

山口洋太委員

災害が起きると1番被害を受けるのは要支援者の方々なので、それが避難者であろうが関係なく、誰1人取り残さない防災に向けて、県は引き続き責任を持って取り組んでもらいたい。

佐藤義憲委員

保健福祉部のほうで災害時の健康危機管理体制整備というのがあったので、それに関連して、災害時の危機管理の体制という全体的なところを危機管理部に聞きたいたのだが、ある団体から災害時の応援協定の話があり、例えば県とは応援協定を結んでいるが、災害時に広域と呼べるかどうかは分からない程度の災害が発生した際に、その団体の地域支部のほうで応援に駆けつけたいと向こうが思ったとしても、直接市町村と応援協定を結んでないというケースがあり、回りくどく、支部から県の連合会、連合会から県に、県から応援派遣要請のような形で回るようなケースが発生するという話があり、市町村と直接災害時の応援協定を結ぼうかという話になったときに、市町村側が、余り積極的に応援協定を結ばないケースがあるようで、県と結んでいるからよいでしょうというような反応だったということである。迅速な対応が求められ、普段の連携体制を構築する際に県と結んでいればよいでしょうというような市町村があるということに対して、危機管理部のほうで、例えば市町村のほうでも個別に結んだらどうかという指導やアドバイスなどができるのか、普段からそういう話になってないかどうかを聞く。

災害対策課長

協定についてであるが、各市町村でどのような協定を結ぶかについては、県としても必要であれば締結を推進するところではある。今ほどの質問を一般的な考え方で言うと、全県的なことに関して県で協定を結ばせてもらっているもので、その災害が対象であれば、個別に結ぶ必要はないものと思っている。運用上、課題があるということであれば、県との協定を結んでいるという前提で言うと、県ではまず、その地区の対応が円滑に進むように協定内容の運用について、取決め

をさせてもらい、その内容について、それぞれの市町村に通知するというような流れが一般的な対応になると思っている。

また、一方で個別に結んだものが、例えば災害の規模について救助法の適用が想定される大規模な災害ではなく、地域での局所的な雨による地滑りや崖崩れが生じたときの対応ということであれば、県との協定の範疇外になってしまふので、その件に関して協定を結ぶことを拒むものではなく、それぞれの市町村においての判断になると思っている。

佐藤義憲委員

後半の部分の局所的な災害での判断だと思うが、普段から市町村とのやりとりの中で、具体的に事例を挙げるまでは必要ないと思うが、市町村によって災害時の管理体制に関する温度差というものが少なからずあると考えている。県のほうで包括的に結んでいるから、先ほど前段で話があった運用上でカバーできるということであれば、そういったものも含めて、よくよく市町村の担当の方と協議を図っていただきながら、先ほど私が話をしたような団体の方が気をもむことのないような運用を目指してもらいたいと思う。

河川整備課長

先ほど大橋委員から質問のあった説明資料16ページの指標に関して、令和6年度の目標値のところだけ単年度の数字を記載していた。そこで、ここに記載する数字としては、令和6年度までの累計の目標値ということで、1,937戸とすべきであったため、このように修正したいと思う。

佐藤政隆委員長

ほかに質問はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤政隆委員長

なければ以上で質疑を終了とする。ここで執行部には退席願う。

(執行部退席)

佐藤政隆委員長

次に、委員間協議に入る。

これまでの委員会において審議された付議事件2「災害に強い県づくりについて」各委員から意見を伺う。

それでは意見のある方は、発言願う。

大橋沙織委員

感想のような部分もあるが、やはり災害が年々大きくなっており、これまで経験したものから測って想定するだけでは足りないという事例が災害の特徴かななどいうように思っている。そのため、本当にあらゆる角度から想定した災害対策が求められていると思った。いろいろな専門家の方もいるのでそういった方から意見を聞くような機会を増やしていくとか、この特別委員会はだんだん解散の方向に近づいているが、県や議会としてもいろいろな方から意見を聞いて、それを施策に反映させていくということが必要だと改めて思ったので発言をさせてもらった。

渡辺義信委員

今の佐藤義憲委員の質問に対する災害対策課長の答弁の表現というか、言葉というか、価値観にちょっと違和感を感じる部分がある。局所的な災害に対しての対応はそれぞれの市町村の考え方であり、組織論で言えばそういうことなのだろうと思う。ただ、広域自治体の災害対策を担当する部署として、県全体の組織として、それでは県全体の災害対策にはならないのかなと思う。役割分担だから、県は伺い知らないという問題ではないのだろうと思う。役割分担はするけれども、全体を把握していて、課題があればアドバイス的なものまで含めて広域自治体の役割なのだと私は認識している。よって、そういったところがきちんと機能する方向に向かうような最終的な報告書の中身で、そのようなニュアンスも加えてみてはどうかと感じながら聞いていた。意見である。

古市三久委員

本委員会に農林水産部は入っているのか。

佐藤政隆委員長

入っている。書記に説明させる。

事務局書記

農林水産部長の出席は求めていないが、本日調査している重点調査対象事業として1事業が入っている。

古市三久委員

大橋委員からもあったが、災害は年々大きくなっており、雨の降り方も水の出

方も尋常ではなくなってきた。それをどうやって防止するかというと、土木部中心の河川の流域治水などをやってきたと思うのだが、総体的に山と田んぼの多面的機能の役割をどのようにしていくかということが非常に重要になってきていると思う。しかし一方で、中山間地を含めて田んぼは耕作放棄地になっている。山には全く手が入っていないから水が出れば一氣に出る。多面的機能の中山間地の田んぼも水が一氣に出る。なおかつ水路は全てコンクリートになっているから、短時間で水が流れてくると思う。だから、災害に強い県づくりということになると、やっぱり農林水産部の水田の問題とか山の問題とか、そういうことを総体的にやっていかなければならない問題だと思う。福島県は面積の7割ぐらいが山で、田んぼも中山間地では結構多い面積がある。そういうところをやっぱり見直していく必要があるのではないか。中山間地には人はいないのだから手後れと言えば手後れである。みんな農業も駄目になって、残っているのは70歳代の人しかいない。そのようなことだから、水も出るし災害も発生しやすくなっているというのが今の日本の国土の状況である。そういうことからすると、農林水産部を含めた役割分担をしっかりとやって、その辺に資源を投入していかなければならないのではないかというように思うので、感想というか、意見である。

佐藤政隆委員長

申し忘れたが、昨年12月にとりまとめた中間意見を配付してあるので、それも参考にしながら意見してもらいたいと思う。

事務局書記

農林水産部の件であるが、治山事業等についても本委員会の調査対象事業として含まれているが、中間意見を12月にまとめた際に、今後は中間意見に対応した事業を重点的に調査することにしたため、本日の委員会の調査対象としては治山事業等は含まれていない。

佐藤政隆委員長

そういうことなのでそれも踏まえて意見願う。

今井久敏委員

いわゆる避難所運営ということに関して、国際基準のスフィア基準をしっかりと守り、目指していくようなそういう流れをつくるべきである。昨日おとついに電話があり、大きい県営住宅があるのだが、そこに集会所があつて、集会所にエア

コンが入っておらず、何回頼んでも駄目だった。何とかしてくれという声が来ている。これはおかしい。この夏場も含め、避難体制やいざというときの体制も含めて基準をしっかりと早めに達成していくようなそういう施策の誘導というか、動かし方というのが大事だということを実感しているので、文言等々は委員長、副委員長に全くお任せするので、そういう思いでいるということをぜひお引き受け願う。

佐藤政隆委員長

一つ消防団のことでの、消防団は団員確保でいろいろと頑張っている。この間も福島市消防団に行ったとき、機能別消防団という形をやっていたが、消防団については、消防協会と各消防団という形の中であるのだが、機能別消防団が入ったことによって、画一的な消防団の組織が消防団員しかいなくなってくるという状況になっており、例えば本宮市消防協会であると、女性消防協力隊については、大玉村消防団はいるのだけども、本宮消防団は機能別消防団としてなくしてしまったという形になったときに、広域的な要請をするときに、果たしてどういう形がよいのだろうなという部分が出てくるのだろうと思う。いわゆる県としてこういう消防団の組織の中でやってくださいということであればよいのだが、それが完全に各消防や消防協会に任せてしまうと、結局、大災害が起こったときに要請が行き届かないという形になってくるのかと思うのだが、そういうことも含めて消防団の在り方というのは考えていかなくてはいけないとさっき話を聞いて思った。

ほかに意見はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤政隆委員長

なければ以上で協議を終了とする。

次に、次回委員会の開催について諮る。

次回委員会は調査計画に基づき、会期外の9月2日（火）午前11時から、資料1のとおり調査を行う予定である。

詳細については書記に説明させる。

事務局書記

(別紙 資料1 「第12回委員会の開催について」により説明)

佐藤政隆委員長

ただいまの説明に対して意見、質問はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤政隆委員長

特になければ、異議なしと認め、そのように決定する。

次に、継続調査について諮る。

本委員会の調査は、今後とも相当の期間を要するので、会議規則第75条の規定に基づき、継続調査申出書を提出したいと思うが、どうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤政隆委員長

異議なしと認め、そのようにする。

なお、この場合、委員長の中間報告を求められるが、その案文については、正副委員長に御一任願いたいと思うが、どうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤政隆委員長

異議なしと認め、そのように取り運ぶこととする。

以上で本日の地球温暖化・災害に強い県づくり対策特別委員会を閉会とする。

(午前 11時05分 閉会)

※閉会後、河川整備課より答弁内容に誤りがあった旨事務局書記に報告があつたため、別紙のとおり「河川整備課資料」を各委員に配付した。